第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

22	削除	
［23～34　略］		
35	削除	
［36～45　略］		
46	削除	
［47～54　略］		
55	削除	
56	削除	
57	削除	

22	(1)　福島県白河市郭内１　(409.80) (2)　福島県西白河郡西郷村大字羽太字蟹沢１　(612.50)	北緯37度07分44秒東経140度12分45秒の地点と北緯37度08分16秒東経140度12分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度08分18秒東経140度12分06秒の地点と北緯37度11分38秒東経140度08分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［23～34　同左］		
35	(1)　宮城県栗原市栗駒中野稲荷前115―234　(131.60) (2)　宮城県栗原市栗駒沼倉耕英中138　(607.80)	北緯38度49分14秒東経140度58分42秒の地点と北緯38度55分15秒東経140度49分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［36～45　同左］		
46	(1)　埼玉県所沢市並木１－４　(156.50) (2)　埼玉県所沢市東所沢和田１―30―14　(82.90)	北緯35度47分59秒東経139度28分13秒の地点と北緯35度47分34秒東経139度29分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［47～54　同左］		
55	(1)　千葉県木更津市新田３－１－９　(55.90) (2)　千葉県富津市川名字西雲雀原1272―１　(48.30)	北緯35度22分43秒東経139度55分03秒の地点と北緯35度20分59秒東経139度52分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度20分50秒東経139度52分32秒の地点と北緯35度20分32秒東経139度52分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度20分14秒東経139度51分44秒の地点と北緯35度19分50秒東経139度51分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
56	(1)　千葉県市原市鶴舞字子来661―１　(146.00) (2)　千葉県市原市駒込字明神前107―１　(83.90)	北緯35度22分55秒東経140度10分45秒の地点と北緯35度22分23秒東経140度09分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度22分20秒東経140度09分35秒の地点と北緯35度22分01秒東経140度08分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
57	(1)　茨城県常総市水海道橋本町3300　(59.30) (2)　茨城県坂東市弓田字立山3032―１　(58.40)	北緯36度01分28秒東経139度59分35秒の地点と北緯36度01分33秒東経139度59分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度01分38秒東経139度59分16秒の地点と北緯36度01分53秒東経139度58分49